

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 3

◇ 告 示

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局健康医療部保険年金課】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則

6月1日を基準日とする期末手当について、基準日の属する年度の任用期間とその前年度の12月2日から3月31日までの間の任用期間とを合計した期間が6箇月以上ある会計年度任用職員に対して支給することにしました。

この規則は、令和3年3月2日から施行することにしました。

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第3号

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「とし、任用期間が6箇月未満の職員には、期末手当を支給しない」を「(6月1日を期末手当基準日とする期末手当にあっては、6箇月から当該期末手当基準日以前6箇月以内の期間(当該期末手当基準日の属する年度の前年度の期間に限る。)におけるその者の任用期間を除いた期間。次条第2項において同じ。)とする」に改める。

第3条第2項中「し、任用期間が6箇月未満の職員には、期末手当を支給しない」を「する」に改める。

(北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和元年北九州市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「基準日をいう」の次に「。以下この項において同じ」を、「6箇月」の次に「(6月1日を基準日とする期末手当にあっては、6箇月から当該基準日以前6箇月以内の期間(当該基準日の属する年度の前年度の期間に限る。)におけるその者の任用期間を除いた期間)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ティーダ薬局八幡西店	北九州市八幡西区千代三丁目1番5号	令和3年3月1日

北九州市公告第155号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 モノクロ複写機14台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 モノクロ複写1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課
 - イ 期間 公告の日から令和3年3月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札に参加するための要件等
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
 - イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- (4) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
 - ア 場所 第1号アの場所と同じ
 - イ 期間
 - (ア) 持参の場合
この公告の日から令和3年3月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (イ) 郵送の場合
書留郵便で令和3年3月12日午後5時までに必着のこと。
- (5) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和3年3月15日までに通知する。
- (6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和3年3月16日午後5時までに必着のこと。
- (7) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室
 - イ 日時 令和3年3月17日午前10時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2415